

平成 25 年 3 月 25 日

中村満雄

ナンチク仮登記問題

この問題は養豚場建設計画の公表直後に所有権移転請求権の仮登記を行ったことにあり、ナンチクの国土利用計画法違反事件である。起訴は猶予されたが、法律違反があったことは事実である。

1. 霧島市・生活環境部長さんより電話。

- ① 25 日、鎌田さんが霧島市役所に来庁
- ② 2 月 13 日、一日移動市長室での当方質問に対する具体的な事情を聞いた。
- ③ 市長、生活環境部長同席
- ④ 市長より私へ聴取内容を伝えるようにとの指示があったことから電話をした。

2. 電話内容

- ① 鎌田さんはナンチクと仮登記抹消の交渉を実施。
- ② ゴルフ場現地の仮登記と同時に別な土地を担保として出している。
仮登記契約を行うに当って別不動産を担保とする契約を結んでいる。
- ③ その土地をナンチクへ渡すことを提案している。
- ④ ナンチクの判断待ちの状態である。
- ⑤ ナンチクが了承すれば、仮登記抹消は行われる。

3. 霧島市の態度

- ① これ以上は民々の取引であり、関与できない。
- ② 公表することは構わない
- ③ 詳細を確認したければナンチクへ問い合わせても良い

4. 懸念事項

- ① 別途の担保物件の価値が 2 億円以下であれば、ナンチクは了解しないのでは？
- ② ナンチクは現金の代わりに担保物件を受取るだろうか？
- ③ 鎌田さんはメガソーラ、別荘地等の新規事業を予定している。これらの新規事業には当然資金が必要である。ナンチクの仮登記が抹消されないと、新規融資の妨げとなるのでは？
- ④ 霧島市は民々の取引であるから、関与しないとの見解であるが、その取引が地域環境保全、地域安全に大きな影響を与えることは明らかであることから、関与しないという態度は容認できない。

2 月 13 日、一日移動市長室

《質問》

ゴルフ場建設地のナンチクによる所有権移転請求権仮登記の現状について。

2 月 4 日現在、抹消されていません。

生活環境部長は 12 月議会で全て白紙に戻るとの認識を示されました。ナンチク総務部長に確認しましたところ「相手があることだから、抹消していない」との回答でした。国分殖産がナンチクに返済していないことが理由であろうと思います。不動産管理の国分殖産、養豚場の農畜産研究公社、ゴルフ場のキリシマの子会社が存在します。私達と交わした確約書の相手は鎌田建設とキリシマでした。国分殖産は別法人であるとして、ナンチクへの返済をしなかったら、仮登記は抹消されないかもしれません。住民としては分かりにくい構図です。民々の事として、放置されるか、何らかの動きをさせていただきますか？

《回答》

このことにつきまして、民事上のことですので通常行政からの指導などは難しいと考えます。しかしながら、地域の方々の不安を取り除くことや、これまでの経緯もあります。そこで機会をみて、鎌田建設社長の鎌田善政氏に、一度お尋ねをしてみたいと考えております。